

広島県警察本部告示第 4 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定によって、違反者講習に係る講習手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 10 日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 （ 委 託 期 間 ）
名 称	住 所	
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目 6 番 17 号	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町 3815 番地	令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)